

保護者の皆様へ

医療機関からインフルエンザと診断された場合には、園内での感染拡大を防ぐため、罹患した園児は登園できません。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなった園児を登園させる際には、以下の「インフルエンザによる再登園申出書」を保護者が記入して保育園へご提出ください。

出席停止期間は、体調不良がなければ診断日を含め5日間を経過し、かつ、解熱した翌日から3日間を経過するまでとし、再登園の際は、病状により医師の診断を受けて、登園の可否等の相談をすることが望ましい。

キ リ ト リ

## インフルエンザによる再登園申出書

保育園園長 様

園児名 \_\_\_\_\_

\_\_\_月\_\_\_日に医師からインフルエンザの診断を受けました。

このため、\_\_\_月\_\_\_日まで欠席させていましたが、医師から登園が許可されたので、本日から登園させます

受診した医療機関名： \_\_\_\_\_

平成\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日

保護者名 \_\_\_\_\_ 印